告示

埼玉県告示第七百七号

　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

　令和元年十一月二十九日

埼玉県知事　大　野　元　裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
柳瀬地域包括支援センター	所沢市坂之下一一五三―一	介護予防支援	平成二十六年三月三十一日
吉見薬局	比企郡吉見町久米田六一八―一	居宅療養管理指導	令和元年九月三十日
		介護予防居宅療養管理指導	
デイサービスおむすび	春日部市大場二〇七	通所介護	平成二十八年三月三十一日
		介護予防通所介護	平成三十年三月三十一日
アースサポート所沢	所沢市並木三―一―六―一〇七	訪問介護	令和元年十一月三十日
		介護予防訪問介護	

アサヒサンクリーン株式会社　ところざわデイサービス	所沢市上安松九〇七―一	通所介護 介護予防通所介護	平成十九年九月三十日
アサヒサンクリーン株式会社　ところざわショートステイ	所沢市上安松九〇七―一	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成十九年九月三十日
福寿園ケアセンター	深谷市本郷三四一―一	福祉用具貸与	平成三十年九月三十日
福寿園ホームヘルプサービス	深谷市本郷三四一―一	訪問介護	平成十八年八月一日
福寿園デイサービスセンター	深谷市本郷三四一―一	通所介護	平成二十六年三月三十一日